

# メタバース婚活イベント「めたコン in Yamaguchi」企画運営業務仕様書

## 1 業務名

メタバース婚活イベント「めたコン in Yamaguchi」企画運営業務（以下、「本業務」という。）

## 2 業務の目的

山口県（以下、「委託者」という。）は、結婚を希望する独身者（以下、「独身者」という。）に対して、婚活に向かう意識を高め、新たな出会いのきっかけを作るため、本業務においてインターネット上の仮想空間（以下「メタバース」という。）を活用した内面を重視した交流会を行う。

## 3 契約の期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

## 4 業務の概要

独身者を対象とした、交際のきっかけとなる「めたコン in Yamaguchi」（以下、「本イベント」という。）の企画運営

### （1）開催概要

対象者	20歳以上39歳以下の独身者
募集人数	各回20人程度（男女各10人程度）
開催月 および回数	8月、11月、2月に各1回（土曜日・日曜日、祝日に限る）
場所	メタバース上で実施し、スマートフォンやパソコンの利用推奨とする。 ※必要となるメタバース環境については、受託者において借り上げもしくは構築し、提供するものとする。
内容	業務の内容（詳細は業者提案による） メタバース機能の仕様 ・参加者同士が、音声やチャットを利用でき、自由にできる仕組みとすること。 ・マッチング機能を有し、実施すること。また、マッチング率が高まる工夫をすること。

内 容	<p>イベントの仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メタバースの機能を活用して参加者同士が十分に交流でき、出会いのきっかけとなるようメタバースならではの体験を盛り込んだイベントを企画し、運営すること。</li> <li>・参加する異性全員と1対1で5分以上話せる機会を設けること。</li> <li>・アイスブレイクの時間を設けること。</li> <li>・参加者の連絡先交換を促す仕組みを盛り込むこと。</li> <li>・特に女性が応募したくなるような魅力的な内容を提案すること。</li> <li>・イベントでカップル成立した参加者に対して、初回対面デートへの促しやフォローをすること。</li> </ul>
時 間	提案による
参 加 料	<p>提案による</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本イベントは有料とすること。</li> <li>・参加料の徴収は電子決済にて事前に行うこと。領収書に代わる証明が発行できるようにすること。</li> <li>・レクリエーションの景品等を用意する場合は、酒類や金券以外のものとする。</li> <li>・参加費は事業費に加えて積算し、事業費総額から収入額を引いた額を委託料として積算し、見積書を作成すること。</li> </ul>
目 標	<p>【目標1】参加者数が定員を満たすこと。  【目標2】参加者満足度が80%を超えること。  【目標3】マッチング成立者数が、参加者数の30%を超えること。</p>

## (2) 業務委託内容

### ア 本イベントの企画運営

#### (ア) 参加者への事前サポート

- ・イベント当日の円滑な進行のため、参加者に対して、アバター設定や操作方法、動作確認等の事前サポートを行うこと。

#### (イ) 実施体制の構築

- ・受託者は、司会者、運営スタッフや必要な物品等を含む、開催に必要な一式を確保すること。
- ・イベントで活用できる仮想空間を借り上げもしくは空間を新たに構築すること。
- ・原則として、委託者から本イベントの必要資材等を提供することはないものとする。

- ・参加者対応やメタバース運営に支障が生じた場合に備え、当日運営責任者との緊急連絡体制も整備すること

#### (ウ) 交流会の司会者の選定、手配

- ・交流会での司会者の進行ぶりは参加者へ大きな影響を与えるため、その人選においては、同種のイベント経験があるか、参加者の心理状態に応じた発言ができるかを考慮すること。

#### (エ) 参加者の受付、誘導

- ・なりすましを防ぐため、当日の受付時に、適切に本人確認を行うこと。不必要な個人情報の収集は行わないこと。
- ・参加者を円滑にメタバース空間に誘導できるよう、準備すること。
- ・受付時に参加者に対して参加ルールを説明するとともに、他の参加者に迷惑となる行為を予防し、本イベントが円滑に運営できるよう努めること。

#### (オ) 運営マニュアル、進行台本の作成及び進行

- ・事前に運営マニュアルや進行台本を受託者において作成し、委託者の確認を受けるとともに、実施に必要な人員を確保すること。
- ・委託者は当日の運営スタッフとしての関与は、原則しないものとする。

#### (カ) プログラム等の作成

#### (キ) アンケートの作成、配布、取りまとめ

- ・前年度までのアンケート内容を参考とし、事業の効果測定（「イベントの満足度はどうだったか」「希望どおり結婚に向けて後押ししてくれたと感じたか」「本イベント参加後に、結婚に対する活動に前向きになったか」といった参加者の満足度等に関する項目を必ず含めること。）や、県の結婚支援に資する内容とし、委託者と調整の上、決定すること。
- ・アンケート結果を次回以降のイベントに反映させるため、各イベントの終了後1カ月をめぐりに、アンケート結果を委託者に報告すること。
- ・各イベントの報告内容は、業務完了後の成果報告書にも含めること。

### イ 本イベントに係る広報、参加者募集

#### (ア) SNS 広告の実施及び周知

- ・本イベントの開催を広報し、参加者を募集するため、SNS 広告を実施すること。
- ・20代から30代に訴求するデザインとし、イベント紹介ページへ誘導できるものとする。
- ・独身者に効果的な周知・PRを提案・実施すること。

#### (イ) 広報用ウェブサイトで利用するイラスト等の作成等

- ・広報用ウェブサイトは、委託者の既存のやまぐち結婚応援センター「出逢いま

せ山口」(以下、「センター」という。)HP等を利用するため、そのページ等で利用できるよう、委託者の指示に基づいて、イラスト、写真又はそれらを組み合わせたものを作成すること。

【センターウェブサイト】<https://www.yamaguchi-msc.jp/>

※イベント1回ごとにページが作成できる。

- ・作成するイラスト等は、上記(ア) SNS 広告と共通するデザインで作成することとし、掲載スペースに応じ、サイズ・配色・デザインの修正等を行うこと。

#### (ウ) 応募者等の受付、取りまとめ、連絡調整及び委託者への報告

- ・参加申込手続きは、センターの「イベントシステム」を利用するものとする。
- ・受託者が「イベントシステム」を操作して応募者等に連絡ができるよう、委託者は受託者のアカウントを作成するものとする。
- ・応募人数が募集人数より多い場合、参加者等については、事前に委託者に協議の上、決定すること。
- ・応募者等からの本イベントに関する問い合わせについては、受託者で対応すること。その問合せ連絡先となるメールアドレス、電話番号は受託者が用意すること。

#### ウ 実績報告に関すること

次の業務を行い、その結果を実施報告書として、紙媒体2部及び電子データを提出すること。

- ・本イベントの開催
- ・参加希望者数、参加者数、当日スケジュール、当日の写真(イベント開催中のハードコピー等)
- ・参加者から集めたアンケートの集計結果(回収率の向上に努めること)

#### エ その他

- ・参加者には、センターウェブサイトに掲載している「婚活に役立つ!動画集」を案内し、視聴させること。
- ・本仕様に関わらず、本事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法等があれば提案すること。

### 5 その他

- ・委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- ・本イベント実施に当たってのスケジュールについては委託者と調整すること。
- ・この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」のとおりとすること。

- ・本業務を遂行するに当たり当然必要な内容（委託者との打合せ等）については、本仕様書に掲げていなくとも含めること。また、委託者との打合せ等を行った場合は、議事録を作成の上、委託者に提出すること。
- ・今回の業務委託により制作される成果物の著作権などの権利は、委託者に帰属するものとする。
- ・受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを確認すること。
- ・本業務を安全に実施するため、施設、設備等の確保や不測の事態に対応できるスタッフ体制の整備、必要な周辺環境等への配慮を行い、事故防止に万全を期すること。
- ・実施までの準備、当日の運営・進行・管理等、開催に係る一切の業務は受託者が行い、本イベントが円滑に進行できるよう必要なスタッフを配置すること。
- ・受託者と参加者、関係者等との間に発生したトラブルには、受託者が責任をもって対応すること。
- ・感染症の拡大や荒天等の予期せぬ事象により、本イベントの中止若しくは延期の指示を委託者から受けた場合は、これに従うこと。
- ・本業務の実施に当たっては、結婚に関して特定の価値観を押し付けないこと、多様性に配慮すること、個人の意思を尊重し、支援を強制しないこと、プライバシーを守ることに留意するものとする。
- ・本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- ・受託者は、事業完了後5年間、本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- ・本事業の実施に関しては、提案された企画内容をベースに委託者と受託者が別途協議して決定すること。
- ・この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合には、委託者と協議の上、決定すること。